

退職後の健康保険について



ご加入の手引き

シャープ健康保険組合

2023年4月

〒581-8585

大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号



健保ホームページご案内

社外からも自由にアクセスできますので、奮ってご活用ください。

シャープ健康保険組合

検索

または、<http://kenpo.sharp.co.jp>

お電話でお問い合わせの際は、健康保険証の記号・番号をご確認の上、下記までご連絡ください。

内容	業務内容	担当部署	電話番号
退職後の健康保険	保険料・保険証・住所変更・扶養家族の異動等	保険証・給付金担当	050-5530-3927
現金給付	限度額適用認定証 治療用装具代(コルセット等)の申請 給付金支払関係等		050-5530-3926
交通事故等 第三者行為	交通事故等届出		
特定健診	健診関連の問い合わせ	健康づくり推進担当	050-5213-6591
保健事業関係	常備薬・健康相談		
ホームページ	社外ホームページの内容について	総務担当	050-5530-3925



目次

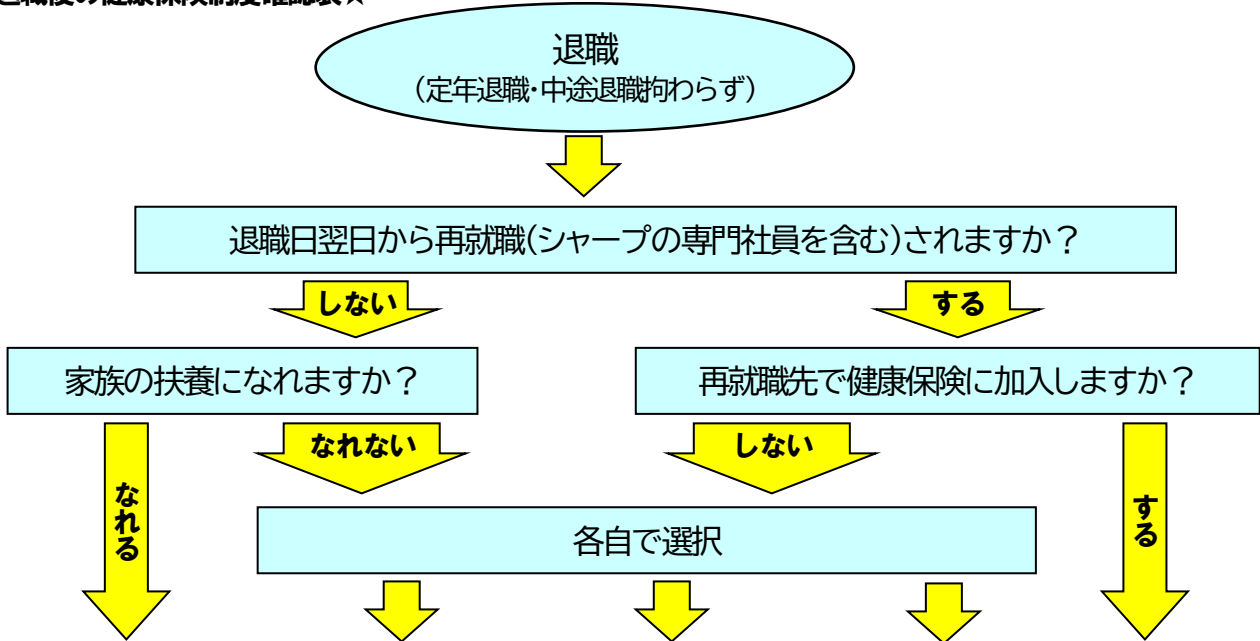
お問い合わせ先一覧	2
1.退職後の健康保険	
1-1.医療保険制度一覧表	4
1-2.医療保険制度の比較表	5
1-3.退職後健康保険の加入例	6
2.退職後のシャープの健康保険制度について	
2-1.任意継続被保険者制度	
2-1-1.任意継続被保険者制度について	8
2-1-2.任意継続被保険者制度の加入手続き	9
2-1-3.任意継続被保険者制度の脱退事由	9
2-2.特例退職被保険者制度	
2-2-1.特定退職被保険者制度について	10
2-2-2.特例退職被保険者制度の加入手続き	11
2-2-3.特例退職被保険者制度の脱退事由	11
2-3.保健事業について	12
3.国民健康保険	14
4.よくある質問コーナー（Q&A集）	16
5.令和3年度保険料一覧表	18



1-1.退職後の健康保険一覧



★退職後の健康保険制度確認表★



制度名	ご家族の被扶養者	国民健康保険	シャープ健康保険組合		再就職先の健康保険
			任意継続被保険者	特例退職被保険者	
加入資格	-	制約なし (海外居住者は加入資格なし)	シャープ健保の加入期間が2ヶ月以上	<ul style="list-style-type: none"> ■シャープ健保の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上 ■国内居住者 ■老齢厚生年金請求済 	就職したとき
加入(期)限(続)時期	ご家族の加入する健康保険	退職日の翌日より14日以内に居住地の市区町村役場	退職日の翌日より20日以内	<ul style="list-style-type: none"> ■年金受給権の発生日、または年金の繰上げ請求をした日のいずれか早い日から3ヶ月以内 ■再就職先を退職後、3ヶ月以内 	特になし(再就職した会社が行う)
加入期間	被扶養者でなくなるまで	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳誕生日の前日まで ・再就職まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・最長2年間 ・再就職まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳誕生日前日まで ・再就職まで ・後期高齢者医療制度加入まで 	退職するまで
自己負担割合	70歳未満	3割			
	70歳以上	2割 (現役並み所得者は3割)	2割 (現役並み所得者は3割)	2割 (現役並み所得者は3割)	2割 (現役並み所得者は3割)
参考	-	下記の生年月日の方は、年金を受け取れる年齢になるまでは、「任意継続被保険者」又は「国民健康保険」のいずれかに加入し、年金を受け取れる年齢になれば、「特例退職被保険者」に加入できます。 生年月日：S28.4.2～(男性)、S33.4.2～(女性) 尚、年金を早く請求する(繰り上げ請求)場合は、請求したときから、加入頂けます。			-



1-2.医療保険制度の比較表

2022年4月現在

	国民健康保険 (市区町村)	任意継続被保険者制度	特例退職被保険者制度	
		〔シャープ健康保険組合〕		
加入要件	<p>制約なし</p> <p>《退職者医療制度》 国民健康保険に加入し、次の要件に該当すれば退職者医療制度の対象となります。</p> <p>①厚生年金保険や各種共済組合などの老齢年金を受給している方で、その年金制度の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある方</p> <p>②65歳未満の方</p> <p>※退職者医療制度は2008年4月より新たな「高齢者医療制度」へ改定され廃止となりましたが、2014年度までの間における65歳未満の退職者は、65歳に達するまで現行の退職者医療制度を存続させる経過措置がとられています。</p>	<p>健康保険の被保険者期間(勤続)が2ヶ月以上ある方</p>	<p>①シャープ健康保険組合の加入期間が20年以上、又は40歳以降に10年以上あること</p> <p>②国内居住者であること</p> <p>③老齢厚生年金の受給権者であること</p> <p>※①～③すべてを満たすことができた時期から加入できます。平成25年4月から老齢厚生年金の受給開始年齢が繰り下げられるので、生年月日により加入できる年齢が異なります。男女でも異なります。</p>	
保険料の 算定方法	<p>保険料は市区町村により異なりますが、所得割・均等割・平均割・資産割などの組合せにより算定されます。</p> <p>市区町村によって算定方法が異なり、また個人の要因(所得額・扶養家族の人数等)によっても差がありますので、本人(世帯主)が居住する市区町村役場に問合せください。</p> <p>※所得割保険料については、前年所得を基に算定されます。前年から引き続き、退職されていた方や、住民票が海外にあった方などは、国民健康保険料が低いことが考えられます。</p>	<p>〔本人の退職時の標準報酬月額〕と〔シャープ健保の平均報酬月額(前年9月末)^{※1}〕のいずれか低い方×保険料率</p> <p>注:※1の変動、保険料率の変更があれば改定されます。</p>	<p>〔シャープ健保の平均標準報酬月額(前年9月末)^{※1}〕の範囲内で健保組合が定めた額×保険料率</p> <p>注:※1、※2の変動、保険料率の変更があれば4月より改定されます。</p>	
	健康保険料			
	<p>退職時標準報酬月額</p>	<p>440千円以上</p> <p>440千円未満</p>	<p>40,480円</p> <p>退職時標準報酬月額×9.2%</p>	<p>440千円×9.2% =40,480円(一律)</p>
	介護保険料 (65歳未満の方のみ)			
<p>退職時標準報酬月額</p>	<p>440千円以上</p> <p>440千円未満</p>	<p>7,480円</p> <p>退職時標準報酬月額×1.7%</p>	<p>440千円×1.7% =7,480円(一律)</p>	
1ヶ月の 保険料額	<p>介護保険料は、40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)は、本人が加入している医療保険より徴収され、65歳以上(第1号被保険者)の方は、居住する市区町村より徴収されます。</p>			
医療費の 自己負担	<p>・69歳以下 → 3割 (ただし、小学校等就学前までは2割)</p> <p>・70歳以上75歳未満 → 2割 (ただし、現役並み所得者は3割)</p>			
主な給付 (本人給付)	療養費・高額療養費・葬祭費 (給付額は市区町村により異なります。)	療養費・高額療養費・埋葬料 (傷病手当金は対象外)		
付加給付	なし	あり		
資格喪失 事由	<p>退職者医療制度の資格は次の事由に該当したときは喪失します。</p> <p>①就職先の医療保険に加入したとき</p> <p>②海外居住、生活保護受給、被扶養者となったとき</p> <p>③本人が死亡したとき</p>	<p>①加入から2年が経過したとき(期間満了)</p> <p>②再就職して他の健康保険に加入したとき</p> <p>③後期高齢者医療制度の適用となったとき(75歳になったとき、又は65歳以上で障害者認定を受けたとき)</p> <p>④本人が死亡したとき</p> <p>②保険料を期日までに納付しないとき</p> <p>⑥本人が脱退を申し出たとき</p>	<p>①75歳になったとき(期間満了)</p> <p>②再就職して他の健康保険に加入したとき</p> <p>③後期高齢者医療制度の適用となったとき(65歳以上で障害者認定を受けたとき)</p> <p>④本人が死亡したとき</p> <p>⑤海外に住所を移したとき</p> <p>⑥他の健康保険の被扶養者となったとき</p> <p>⑦保険料を期日までに納付しないとき</p> <p>⑧本人が脱退を申し出たとき</p>	
被扶養者の 認定	<p>被保険者の三親等内の親族で、同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持する人。</p>	<p>被扶養者の認定基準は在職中と同様です。</p>		



1-3.退職後健康保険の加入例



老齢厚生年金の受給開始年齢
又は繰り上げ請求時
(老齢厚生年金の受給開始年齢は、
生年月日により異なります)

生年月日別の年金受給開始
年齢は、次頁をご確認ください

①	シャープ現役 (健保加入 20 年以上等)			特例退職 (75 歳誕生日前日まで)
②	シャープ現役 (健保加入 20 年以上等)	任意継続 (2 年以内)		特例退職 (75 歳誕生日前日まで)
③	シャープ現役 (健保加入 20 年以上等)	再就職先 (他健保・協会けんぽ・任意継続)		特例退職 (75 歳誕生日前日まで)
④	シャープ現役 (健保加入 20 年以上等)	国保・被扶養者等		特例退職 (75 歳誕生日前日まで)
⑤	シャープ現役 (健保加入 20 年以上等)	任意継続 (2 年以内)	国保・被扶養者等	特例退職
⑤年金の受給開始年齢に到達して以降に、国民健康保険（家族の被扶養者を含む）から特例退職保険には加入できません。 ※国民健康保険から特例退職保険へ加入できるのは、年金の受給開始年齢に達した時だけ（パターン④）です				
⑥	シャープ現役 (健保加入 20 年以上等)		再就職先	特例退職 (75 歳誕生日前日まで)
⑦	シャープ現役 (健保加入 20 年以上等)	任意継続 (2 年以内)	国保等	特例退職

- 特例退職加入の3条件が整っている方は、他の健康保険(国民健康保険や被扶養者である場合を除く)を脱退したあと、特例退職へ再加入することが可能です。(③や⑥を参照)
- 特例退職加入の3条件が整った直後に特例退職へ加入する場合、それまで加入する健康保険の種類は問いません。(国民健康保険に加入している方や被扶養者である方も、加入することが可能です。)

【必ずご確認ください】 特例退職被保険者制度への加入に際して
特例退職被保険者制度は、加入条件を満たした方全員にとって、有利な保険制度とは限りません。
特に保険料は、毎年4月に見直されますので、毎年1回は、国民健康保険の保険料や給付内容と
比較された上で、特例退職被保険者制度への加入をご検討ください。

【ご参考】

「特例退職保険」への加入要件として、「※¹老齢厚生年金の受給権者であること」が必要ですが、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が、各自の生年月日により異なります。

下表を参考に、ご自身が「特例退職保険」へ加入できる時期を確認してください。

※¹「老齢厚生年金の受給権者であること」とは、老齢厚生年金を受け取れる年齢に達しているということを指します。

60歳 到達 年度	生年月日	受給開始年齢										
		男性					女性					
		60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	
H24	S27年4月2日～S28年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
H25	S28年4月2日～S29年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
H26	S29年4月2日～S30年4月1日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
H27	S30年4月2日～S31年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○	○
H28	S31年4月2日～S32年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○	○
H29	S32年4月2日～S33年4月1日				○	○	○	○	○	○	○	○
H30	S33年4月2日～S34年4月1日				○	○		○	○	○	○	○
H31/R1	S34年4月2日～S35年4月1日					○		○	○	○	○	○
R2	S35年4月2日～S36年4月1日					○			○	○	○	○

なお、老齢厚生年金の受給については、「※²繰り上げ受給」を選択いただくことが可能です。繰り上げされると、上記の受給開始年齢より早く年金の受け取り始めることができますので、その時から、「特例退職保険」へ加入することが可能となります。繰り上げされた方については、手続き速やかに健保組合へご連絡頂き、加入手続きを行ってください。

※²「繰り上げ受給」を選択されると、年金額が減額されますので、十分ご検討ください。



2-1-1. 任意継続被保険者制度

1. 加入できる条件

シャープ健康保険組合の加入期間（勤続）が、2ヶ月以上ある方

2. 加入できる期間

退職日の翌日から2年間

2年間の期間満了後は、条件を満たしていればシャープ健保の特例退職保険に加入するか、国民健康保険に加入することになります。

3. 申請できる期間

退職日翌日～退職日後20日以内の期間

直接、シャープ健康保健組合へ提出してください。

4. 保険料

月額保険料 = 退職時の標準報酬月額（上限44万円）×保険料率

在職中は保険料のおよそ6割を会社が負担していましたが、退職後は全額自己負担になります。保険料の算定方法は上記の計算式の通りです。

ご自身の標準報酬月額は、イントラネットの「従業員情報照会」－「社会保険」で確認できます。

※介護保険料は、本人及び扶養家族に40～64歳の方がいる場合に納付頂きます。

【退職時の標準報酬月額（※上限額44万円）の方の場合の保険料】

	保険料率	最高負担額
健康保険料	9.2%	40,480円
介護保険料	1.7%	7,480円

(2023年4月現在)

5. 保険料の支払方法

「ゆうちょ銀行からの引き落とし」または「振込用紙(※健保から交付します)による郵便局からの支払い」のいずれかから選択

保険料の納付単位（①毎月納付・②半年前納・③1年前納の3種類）を選択し、下記の期限までに納付ください。前納には割引があります。

※1年前納の場合は、年4%の複利現価法で計算されます。（年度の途中加入を除く）

納付単位	支払期限	例
毎月納付	当月10日	12月分なら12月10日
前納	前納開始月の前月27日	4～9月分を前納の場合、3月27日

※毎月納付の方は、期限までに納付されない場合は期限の翌日に資格喪失となります。

※前納の方が期限に遅れた場合は、毎月納付の保険料を徴収することになり、さらに毎月納付の支払期限に遅れると、毎月納付の支払期限の翌日に資格喪失となりますので、ご注意ください。



2-2-1. 特例退職被保険者制度

1. 加入できる条件

以下の①～③すべての条件を満たしたときから加入できます。

- ①シャープ健康保険組合の加入期間（勤続）が、20年以上ある方、または40歳以降に10年以上ある方。
- ②日本に居住している方
- ③国の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する（達している）方（または、国の老齢厚生年金の繰り上げ請求をした方）

※上の①～③を満たした時点で就職先の健康保険（任意継続被保険者制度も含む）に加入している場合は、退職後（任意継続被保険者制度を脱退した後）に加入できます。

（参考）シャープ健保では高額療養費の付加給付のメリットがありますが、近年は保険料が引き上げられている為、メリットとならない場合があります。国民健康保険などと保険料や給付内容を比較の上、どの健康保険に加入するか選択してください。

2. 加入できる期間

加入してから最長75歳到達まで

後期高齢者医療制度に加入される日（75歳誕生日）の前日まで加入できます。被保険者が75歳に到達すると、被扶養者のご家族も同時に脱退となります。（その場合、家族は75歳到達まで国民健康保険に加入することになります。）※75歳到達前に、お申し出により国民健康保険へ切り替えることは可能です。

3. 申請できる期間

加入条件を満たした日から3ヶ月以内

加入申請に必要な条件が揃って以降、3ヶ月以内が申請期限です。直接シャープ健保へ申請書類一式をご提出ください。※シャープ在職中の方は、最終所属部門の総務部へ提出、もしくは健保へ直送ください。

4. 保険料

月額保険料 = 440,000円（標準報酬月額は一律） × 保険料率

特例退職被保険者の保険料は、上記の通り計算されます。計算の基礎となる標準報酬月額は、特例退職被保険者は一律44万円です。※介護保険料は、本人及び扶養家族に40～64歳の方がいる場合、納付いただきます。

(2023年4月現在)

	保険料率	月額保険料
健康保険料	9.2%	40,480円
介護保険料	1.7%	7,480円

5. 保険料の支払方法

毎月27日（休日の場合は翌営業日）に指定口座より自動振替

毎月27日に翌月の保険料を引落しします。上記の保険料に加え、引落手数料が合わせて引落されます。【ゆうちょ銀行：33円、ゆうちょ銀行以外：110円】なお初回の引落しについては、手続き時期により2～3ヶ月分の保険料を一括して引落しすることになります。



2-2-2. 特例退職被保険者制度の加入手続き

届出書類

〔申請時、必ず提出するもの〕

- ◆ 「特例退職被保険者 資格取得申請書（及び加入誓約書）」（様式番号 10）
- ◆ 「自動払込利用申込書」（様式番号 14）
- ◆ 世帯全員の住民票（扶養家族の申請がない方は本人のみ記載のもので可）
- ◆ 「国民年金厚生年金保険年金証書」または「年金請求書」のコピー

〔扶養家族を申請する場合に必ず提出するもの〕

- ◆ 「特例退職被保険者資格取得時 被扶養者認定申請書」（様式番号 12）
- ※その他、扶養家族を申請する場合は、ご家族の状況によって必要な提出書類がございます。申請書に記載の【添付書類チェックリスト】をご確認のうえ、漏れの無いようにご提出ください。

2-2-3. 特例退職被保険者制度の脱退事由

脱退事由

下記に該当することになった場合は、速やかに手続きを行ってください。

脱退理由	シャープ健康保険組合への手続き
再就職した	下記の添付書類と共に「(特例退職用) 資格喪失届」(様式番号 81) をご提出ください。 ※申請書はシャープ健康保険組合HPから入手できます。 添付書類：●脱退理由に応じた確認書類のコピー ●シャープ健保の健康保険証原本 (ご家族のものも含めて)
後期高齢者医療制度に加入した	
海外に居住した	
シャープ健保を脱退したい	
死亡した	ご家族様よりご連絡ください。 追って手続きのご案内を送付いたします。

※上記の理由による脱退の場合、過払いの保険料等は還付することになります。
 家族の被扶養者となるため脱退したい方は、シャープ健康保険組合へご連絡下さい。
 手続き方法をご案内いたします。



2-3. 保健事業について

特定健診

国は健康保険組合に対し、近年の医療費の増大抑制のため、40歳～74歳の健康保険組合に加入の被保険者（本人）及び被扶養者（家族）に対し、生活習慣病にかかるリスクに着目した**特定健康診査（特定健診）**を実施し、その結果から、リスクの要因となっている生活習慣を改善するための**特定保健指導**を行うことを義務づけています。

シャープ健保でも毎年、対象のみなさまに特定健診と特定保健指導のご案内をしております。
健康維持・増進のためにも積極的に受診し、健診結果をもとに健康管理に努めましょう。

検査項目

問診、自覚・他覚症状の有無、身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）、血圧、
検尿（尿糖、尿蛋白）、血液検査（肝機能検査、血糖検査、血中脂質検査）

家庭常備薬の斡旋



シャープ健康保険組合では、被保険者のみなさまがご家庭でちょっとした怪我や病気をされたときなど、優良医薬品等を常備して日常の健康管理や応急の対応に備えていただくため、家庭用医薬品等を取扱業者【白石薬品(株)】の協力のもと特別価格にて斡旋しています。

みなさまの健康で豊かな生活をサポートするとともに、健保の医療費節減を目的として行っております。

案内時期：毎年3回（1月・6月・10月）

ご案内パンフレットをご自宅へ郵送します。

シャープ健康保険組合ホームページにアクセスの上、WEBでお申し込みください。
（お送りするパンフレットに記載のログインID・パスワードが必要です）

その他



情報誌の送付

健康保険組合の情報誌「WELL」を年2回発行します。

季節ごとに大切なお知らせを掲載しています。

併せて健康保険組合ホームページもご利用ください。

<http://kenpo.sharp.co.jp>

(スマートフォンでもご覧いただけます)



各種ご案内状の送付

- ・健康保険料・介護保険料 納付額のお知らせ
- ・医療費のお知らせ（受診歴のある方のみ）
- ・ジェネリック医薬品差額通知（対象者のみ）

毎年、1月末に発送します。

再発行ができませんので、紛失されないよう
ご注意ください。



3. 国民健康保険について

1. 国民健康保険

退職後の健康保険として、「国民健康保険」も選択肢のひとつとなります。
国民健康保険は、市区町村が保険者となって健康保険を運営しています。

2. 国民健康保険の加入手続き

退職日翌日から 14日以内に、お住まいの市区町村の国民健康保険の窓口で届出をしてください。
手続きには「健康保険 資格喪失証明書」が必要となりますので、まずは退職時に所属されていた管轄の総務部門へご依頼ください。

3. 国民健康保険の資格を喪失するとき

- 再就職され、被保険者証の交付を受けたとき（就職先の健康保険に加入したとき）
- 被保険者が死亡したとき
- 海外居住、生活保護受給、被用者保険の被扶養者となったとき

4. お医者さんにかかるときの自己負担割合

- 医療費の自己負担割合はこれまでと同様です。
69歳以下は3割、70歳以上は所得によって2割または3割の自己負担となります。
- 市区町村では、条例で独自に医療助成制度を実施しています。
市区町村のホームページ、または国民健康保険の窓口でお尋ねください。
- 国民健康保険には、シャープ健保のような付加給付の制度はありません。



5. 国民健康保険 保険料の計算方法

国民健康保険の保険料（国民健康保険税）は、所得割保険料+均等割保険料+平等割保険料の合計により、一世帯当たりの年間保険料（税）を算出します。

（お住まいの市区町村によっては、資産割保険料が課される場合もあります。）

各項目の保険料率（%）や額は各市区町村が個々に定めておりますので、住んでいる市区町村によって保険料は大きく異なります。

なお、世帯あたりの保険料には上限額が定められております。

健康保険料の年間上限額はおおむね60～65万円、介護保険料の年間上限額は所得等に応じて定額保険料となり、おおむね12～14万円としている市区町村が多く見受けられます。

- 所得割** 世帯当たりの前年の所得に対する負担額
- 均等割** 加入者一人当たりの負担額
- 平等割** 一世帯当たりの固定負担額
- 資産割** その他、世帯の資産に応じて負担額

*詳しくは、必ずお住まいの役所の健康保険窓口へお問い合わせください。





4. よくある質問コーナー

1. 退職後の保険料について

保険料を一括で納めることは
できますか？

特例退職被保険者の方は、保険料を一括納付できません。

毎月、ご指定口座より自動振替となります。

任意継続被保険者の方は、加入時に前納を選択することが可能です。

2. 脱退後の再加入について

再就職先を退職した場合、
再加入は可能ですか？

任意継続保険は、再加入できません。

一方、特例退職保険は、加入条件を満たしていれば再加入できます。但し、国民健康保険から特例退職保険へ移行加入することはできません。

なお加入条件を満たして以後、国民健康保険や、ご家族の被扶養者となった方は、特例退職保険への再加入はできません。

3. 国民健康保険について

国民健康保険の高額療養費
(自己負担限度額) は、
シャープ健保と同じですか？

いいえ、異なります。シャープ健保は1ヶ月2.5万円です。
国保はご自身の所得区分により、5段階に分かれています。
健保HPの給付「医療費が高額になるとき」を参照ください。

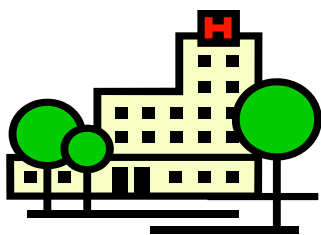
国民健康保険と特例退職保険と
どちらの保険料が安いですか？

特例退職被保険者の方の保険料額は、皆さんの所得とは関係なく「一律保険料」ですので、現在自動引き落としとなっている保険料と、国民健康保険料とで比較してください。
なお国民健康保険料は、ご自身の所得やお住まいの市町村で負担が異なりますので、必ず役所の国民健康保険窓口でご確認ください。扶養のご家族がいる場合は、合わせて試算を依頼してください。

4. 給付金について

帰省中に具合が悪くなり病院に行きましたが、保険証を持っていませんでした。給付されますか？

医療機関で10割を支払われた場合、療養費として請求できます。給付額は自己負担分を除いた金額です。(自己負担3割の場合7割給付)
保険外治療については給付されません。



5. 任意継続保険について

任意継続保険の脱退手続きをしたいのですが？

資格喪失届(様式82)に添付書類を添えて提出してください。
用紙は健保HPから入手頂くか、当健保までご連絡ください。

6. 介護保険について

私(被保険者本人)が65歳になったので介護保険料は年金から支払うことになりましたが、シャープ健康保険でも介護保険料を払っています。
どうしてですか？

被保険者本人が65歳以上になっても、扶養家族の方で40歳~64歳に該当する方がいるためです。
健康保険組合の介護保険料は、被保険者本人及び扶養家族の方の中で、40歳~64歳に該当する方がいる間は、1人分の介護保険料を納めて頂くことになっております。

2023 (R5) 年度 保険料一覧 (特例退職、任意継続用)

この一覧表は2023 (R5) 年度版です。毎年4月に見直しますので、翌年度は変更となる場合があります。

特例退職被保険者…… 一律保険料で、28等級(440,000円)の保険料が適用されます。

任意継続被保険者…… ご自身の退職時の標準報酬月額によって退職後の保険料が異なります。

介護保険料…… 本人及び扶養家族の中に40歳～64歳の方がいる時は、介護保険料を納付頂きます。

健康保険料率	9.20%
介護保険料率	1.70%

等級	退職時の標準報酬月額	月額保険料		
		健康保険料	介護保険料	合計保険料
		9.2%	1.70%	10.90%
1	58000	5,336	986	6,322
2	68000	6,256	1,156	7,412
3	78000	7,176	1,326	8,502
4	88000	8,096	1,496	9,592
5	98000	9,016	1,666	10,682
6	104000	9,568	1,768	11,336
7	110000	10,120	1,870	11,990
8	118000	10,856	2,006	12,862
9	126000	11,592	2,142	13,734
10	134000	12,328	2,278	14,606
11	142000	13,064	2,414	15,478
12	150000	13,800	2,550	16,350
13	160000	14,720	2,720	17,440
14	170000	15,640	2,890	18,530
15	180000	16,560	3,060	19,620
16	190000	17,480	3,230	20,710
17	200000	18,400	3,400	21,800
18	220000	20,240	3,740	23,980
19	240000	22,080	4,080	26,160
20	260000	23,920	4,420	28,340
21	280000	25,760	4,760	30,520
22	300000	27,600	5,100	32,700
23	320000	29,440	5,440	34,880
24	340000	31,280	5,780	37,060
25	360000	33,120	6,120	39,240
26	380000	34,960	6,460	41,420
27	410000	37,720	6,970	44,690
28	440000以上	40,480	7,480	47,960

特例退職
保険料